



家庭ごみの出し方

～ 捨てればごみ・分ければ資源～



目次

- 可燃ごみ (燃やすごみ) 2
- 資源となるもの (分別収集など) 3
- 粗大ごみ 8
- その他 (自己搬入) 9
- その他 (臨時収集など) 10
- 町が収集できないごみ 11
- 不法投棄・野外焼却 (野焼き) の禁止 12
- 犬・猫の飼い方 13
- ごみの減量にご協力を！ 14
- 生ごみ堆肥化容器・生ごみ処理機等購入助成金制度 15
- 搬入場所位置図 16

【家庭から出るごみ】

可燃ごみ
(燃やすごみ)

資源となるもの
(分別収集など)

粗大ごみ

町の処理施設で
受け入れられないごみ

【町が回収する方法】

町指定のごみ袋に入れて
決められたところに出す

P2へ

地域の分別収集、公設分別
ステーションに持っていく

P3へ

指定業者に予約して、粗大ごみ
シールを購入して貼って出す

P8へ

テレビやエアコンなどの一部の電化製品、パソコン、大型器具機材、危険物、薬品、産業廃棄物と見なされるものなどは、町では処理できません。

P11へ

【自分で処理する方法】

自己搬入

古賀清掃工場へ
持ち込めます



P9へ

または

または

または

令和2年4月発行

可燃ごみ(燃やすごみ)

収集日

区域

ごみ出し日

1

火曜日・金曜日

1区域はJR鹿児島本線から海側の区域

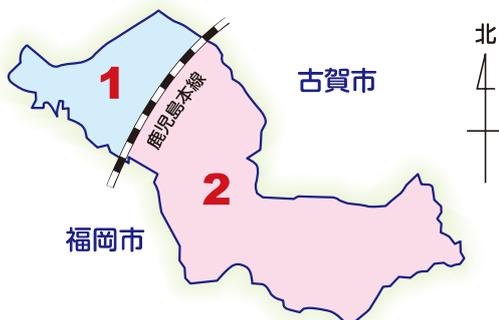
区域

ごみ出し日

2

水曜日・土曜日

2区域はJR鹿児島本線から山側の区域



※相島は別途、区の出し方に従って出してください。

◆祝日・休日も収集を行います。

◆お盆・年末年始で収集が休みになる場合は、町広報誌・ホームページでお知らせします。

出し方



ごみ袋
(大)
45ℓ

価格:630円/10枚



ごみ袋
(小)
30ℓ

価格:370円/10枚



ごみ袋
(特小)
20ℓ

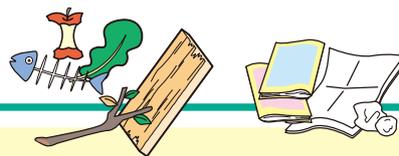
価格:210円/10枚

◆町指定の可燃ごみ袋を購入し、それに入れて出してください。(町指定の可燃ごみ袋以外の袋に入れて出すと収集されません。ご注意ください。)

※町指定の可燃ごみ袋は、町内店舗で販売しています。

◆午前7時から収集を開始します。それまでに、決められた場所に出してください。(集合住宅にお住まいの人は、お住まいのところのルールに従ってください。)

出せるもの



種類

台所のごみ ※1※2 紙類 ※3 布類・皮革類

ゴム・ビニール・プラスチック類 木片・草木類 ※4 剪定木 ※5 ・その他

※1 生ごみは十分に水を切って出してください。

※2 天ぷら油などの使用済食用油は、分別収集時に出して再資源化に協力してください。

※3 新聞紙、雑誌、段ボールなどはできるだけ古紙回収団体などに出して再資源化に協力してください。

※4 庭の掃除でとった草などはよく土をとって出してください。

※5 剪定木は、町指定の可燃ごみ袋からはみ出でていると収集できませんので、必ず入る大きさ(長さ)に切って出してください。

こんな出し方はしないでください!! 収集できません!!



●袋の中に燃えないごみが入っている



●ごみの上に袋を貼り付ける



●指定ごみ袋の上に他の袋をつけたす

注意

ルールが守られていないごみは、収集できません。(シールを貼ってお知らせします) ごみの出し方を見直して、次のごみ回収日に出してください。

資源となるもの（分別収集など）

地域別分別ステーション

行政区	ごみ出し日
中央駅西・よつば・緑ヶ浜・下府1・下府2・杜の宮・桜山手・湊坂・パークシティ・新宮・湊	毎月第2日曜日
的野・立花口・花立花・原上・ファースト新宮・三代・上府・中央駅前・夜臼1・夜臼2・夜臼3・夜臼4	毎月第4日曜日
相島	毎月第3水曜日

- ◆毎月、各行政区で決められた場所（ステーション）・時間内に出してください。
- ◆雨天でも実施します。ただし、台風などの災害を伴う恐れがある場合は、中止します。
- ◆地域の事情によって、変更になることもありますので、回覧版などを注意して見てください。
- ◆お盆の時期に重なる場合は、変更になる場合があります。変更については、町広報誌・ホームページでお知らせします。



公設分別ステーション

搬入日時	●月曜日から金曜日まで（木曜日を除く） 午前9時～午後3時まで（正午～午後1時までを除く） ●第1・3土曜日の午前9時～正午まで ●祝日・休日・年末年始・お盆は除く
搬入場所	福岡衛生工業株式会社（新宮町大字立花口571-47） ☎ 092-963-5300（専用ダイヤル）
収集できるもの	分別収集対象品目、古紙（新聞・雑誌・雑紙・段ボール）、古布



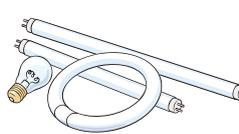
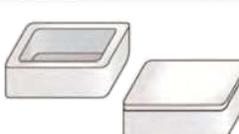
- ① 福岡衛生工業株式会社入口からお入りください。
- ② 入って左側の事務所で**必ず受付を行ってください。**
- ③ 受付後、従業員の案内に従って出してください。

- ◆上記①→②→③の順に手続きを行ってください。

分別収集で出せるもの

分別区分	品目例・出すときの注意点	収集方法
小型家電 	品目例 ①デジタルカメラ、②ビデオカメラ、③ポータブル音楽プレーヤー、④ポータブルDVDプレーヤー、⑤携帯用ラジオ、⑥携帯用テレビ、⑦小型ゲーム機、⑧電子辞書、⑨電卓、⑩HDD（ハードディスク）、⑪リモコン、⑫携帯電話、⑬電子機器付属品（ACアダプター、充電機器、コードケーブル類など）	
金物 	品目例 金属・金物混合物（衣類を除く）鍋、缶詰類、包丁、傘など 小型家電以外の電化製品など （13品目）	
スプレー缶 	品目例 スプレー缶、カセットコンロ用ボンベなど	
乾電池 	品目例 乾電池、ボタン型電池、充電式電池など	
缶 【アルミ缶・スチール缶】 	品目例 ジュース缶、ビール缶などの飲料が入っていた缶など	
びん 	品目例 飲食物、調味料、化粧品、食用油、医薬品などが入っていたびんなど	
陶磁器 	品目例 茶碗、湯飲み、植木鉢など	
ガラス 	品目例 「びん」で対象外となるびん、ガラス製品、耐熱ガラス（ほ乳びんなど）、割れた蛍光管・電球のガラスなど	

※分別収集に出す時の町の指定袋はありません。各自でご準備ください。

分別区分	品目例・出すときの注意点	収集方法
蛍光管 	品目例 蛍光管、電球、グロー球など 出すときの注意点 <ul style="list-style-type: none"> 割れたものは、「ガラス」と「金物」に分けて出すこと。 LED製品は、「金物」に出すこと。LED製品の見分け方は、品番の最初のアルファベットで「LD」と表記されているものや、製品自体に「LED」と表記されているもの。 	
ペットボトル 	品目例 ジュース、酒、調味料が入っていたペットボトルなど 出すときの注意点 <ul style="list-style-type: none"> ・リサイクルマークがついているペットボトルのみ出せる。 ・つぶさずに出すこと。 ・キャップリングは、外さなくてよい。 ・汚れがひどいもの、完全につぶれているものは、「可燃ごみ」に出すこと。 ・プラスチック製のキャップ、ラベル類は外して、「プラスチック製容器包装」に出すこと。 	
プラスチック製容器包装 【発泡トレイ含む】 	品目例 食用トレイ、菓子袋、ポリ袋、洗剤容器、包装用フィルム、チューブ、カップなど 出すときの注意点 <ul style="list-style-type: none"> ・本体やラベルなどに、リサイクルマークがついているもののみ出せる。 ・容器類は中身を空にし、洗って、乾かして出すこと。 ・別素材のラベルやシールは、容易に外せるものだけ外すこと。 ・自立式袋に入れる際は、持ってきた袋から出して入れること。 ・汚れがひどいものは、「可燃ごみ」に出すこと。 	
紙パック 	品目例 牛乳、ジュース、酒などの飲料が入っていた紙パックなど 出すときの注意点 <ul style="list-style-type: none"> ・洗って切り開き、乾かしてから出すこと。 ・キャップ類、注ぎ口などは、外すこと。 ・内側がアルミコーティングされているもの、汚れがひどいものは、「可燃ごみ」に出すこと。 	
発泡スチロール 	品目例 発泡スチロール製の梱包材、保冷箱など 出すときの注意点 <ul style="list-style-type: none"> ・ラベル、ラップ、ビニール、荷札、テープ、シール類など、容易に外せるものだけ外すこと。 ・大型のものは、かさばらないように20cm角程度に割って出すこと。 ・汚れがひどいものは、「可燃ごみ」に出すこと。 	

分別収集時に一緒に回収するもの

使用済食用油 	品目例 てんぷら料理などに使用した食用油 出すときの注意点 <ul style="list-style-type: none"> ・機械油、エンジンオイルなどは回収不可。 ・自分で用意した容器に入れて持ち込み、専用のポリ容器に移す。 	
--	---	---

収集の方法

 コンテナ 【縦30cm×横40cm×高さ30cm】	 金物・蛍光管用コンテナ 【縦25cm×横100cm×高さ15cm】	 自立式袋	 小型家電専用回収ボックス 【投入口：縦25cm×横10cm】	 使用済食用油専用ポリ容器
--	--	--	---	--

資源となるもの（分別収集の注意点）

プラスチック製 容器包装



このマークが
目印です。

対象となるもの

- 上記のマークが表示されているものに限りです。
ただし、プラスチック製レジ袋については、上記
マークがなくても出すことができます。
- ラベルにのみマークの表示があつて、本体に表示が
ない場合、ラベルを外してから出して構いません。



対象とならないもの

- プラスチック製であっても、上記のマークの表示
がないものは出せません。
- おもちゃや文具類など、容器包装でないものは出
せません。
- 包装紙など、容器包装であるが、プラスチック製
でないものも同様に出せません。



出し方の注意点

- 別素材のラベル類が貼ってある場合は、できるだ
け外してください。
- ラベルにのみマークが記載されていても、取り外
してから出してください。
- 必ず中身を使い切り、きれいに洗ってから出して
ください。
- 汚れが取れない場合は、可燃ごみで出してください。
- ビニール袋（レジ袋）の中にまとめて入れている場
合は、分別ステーションで中身を出してください。



金属混合物

「金属混合物」とは、金属製品や、金属の部分が使われている製品のことで、ほんの一部でも金属が使用されていれば、「金属混合物」として出してください。

金属混合物の例



金属の含まれた文房具



金属の含まれたバッグ・かばん

※金属以外の部分で、容易に取り外せるものは取り外して出してください。ただし、工具（ペンチ・かなづち等）を使わないと外れないものは外さずそのまま出してください。



コンテナに入りきらない大きさのものは金属混合物として出せません。「粗大ごみ」として出してください。

外すものと外さないもの

容器の付属物は、取り外す物と外さなくてよい物に分かれますので、注意して出してください。また、外した物でプラスチック類は「プラスチック製容器包装」または「可燃ごみ（燃やすごみ）」へ、金属類は分別収集の「金物」へ出してください。



* キャップは外してください。

- プラスチック製のキャップリングは、外さなくてもよいです。
- 紙パックに付いているキャップは、はさみなどで切り取ってください。

※ボトル缶のキャップは外さずに出してください。



* ラベルは外す物と外さなくてよい物に分かれます。

- ペットボトルのラベルは外してください。
- びんのラベルは外さなくてよいです。

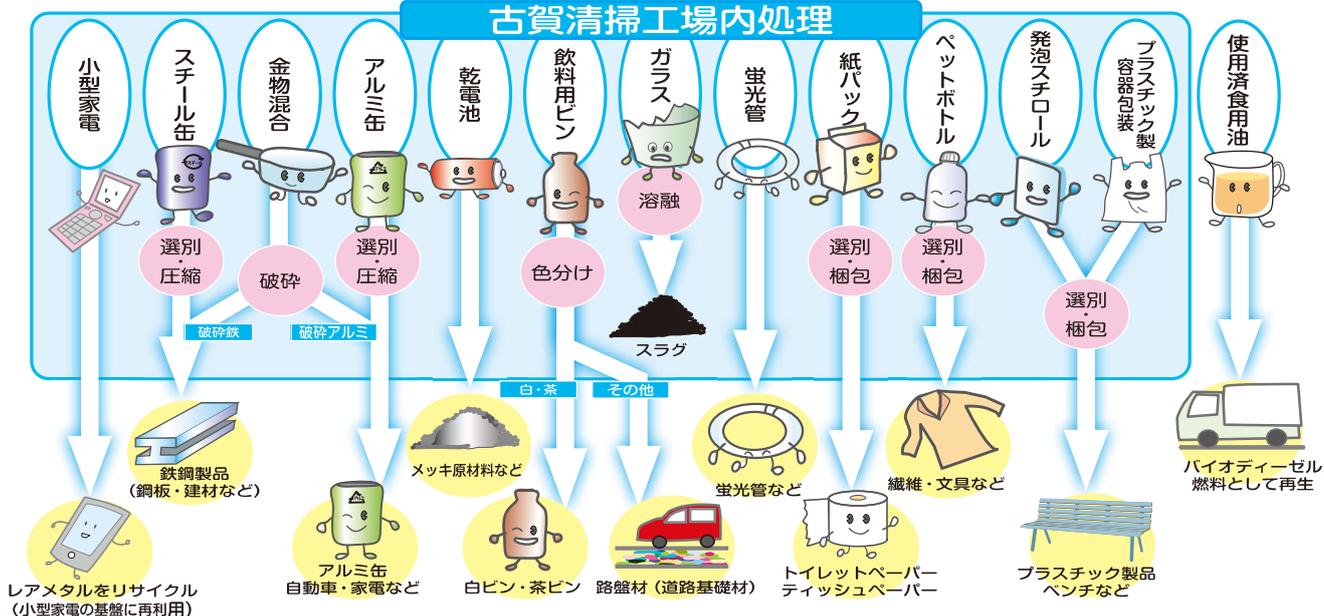


* その他

- びんの注ぎ口は、外さなくてよいです。
- びんに付いている飾り物で、外せる物は外してください。
- 粉コーヒー等のびんの中ふたは残らないように外してください。

『分別ごみ』のゆくえ

古賀清掃工場内処理



粗大ごみ

粗大ごみの出し方（申し込み制）

行政区	申込期間	ごみ出し日	収集業者申し込み先
中央駅西・よつば・緑ヶ浜・下府1・下府2・杜の宮・桜山手・湊坂・パークシティ・新宮・湊	毎月第2日曜日の前の月曜日から金曜日（※祝日・休日は除く） 午前9時～午後4時	原則：第2日曜日後の最初の水曜日 （業者が指定します）	福岡衛生工業(株) ☎963-5300 （粗大ごみ専用）
的野・立花口・花立花・原上・ファーンスト新宮・三代・上府・中央駅前・夜臼1・夜臼2・夜臼3・夜臼4	毎月第4日曜日の前の月曜日から金曜日（※祝日・休日は除く） 午前9時～午後4時	原則：第4日曜日後の最初の火曜日 （業者が指定します）	

- 1 申し込み期間内に業者に電話で申し込みます。
※業者が伝える収集日や受付番号を間違いがないようメモをとってください。
- 2 「粗大ごみ処理シール」を販売店で購入します。
（※粗大ごみ1個につきシール1枚520円）
- 3 業者が指定した日、時間及び場所（原則：可燃ごみ（燃やすごみ）を出すところ）に、シールを貼った粗大ごみを出します。シールの「受付番号又は氏名」欄と「収集予定日」欄には、必ず記入しておいてください。
- 4 業者が収集に来ます。



◆相島については、別途対応となります。

◆お盆・年末年始は、申込期間や粗大ごみを出す日に変更になることがあります。変更については、町広報誌・ホームページでお知らせします。

粗大ごみに出せるもの ※「町の処理施設で受け入れられないごみ」(P.11参照)は出せません。

① 燃える粗大ごみ（町指定の可燃ごみ袋に入らないごみ）

※収集しやすいようにひもでしばって出してください。

種類	内容
寝具・敷物など	ベッドやマットレス、ホットカーペット、じゅうたん、ふとん、畳など
大型プラスチックなど	衣装収納箱、大型ポリ容器など（中は空にすること）
家具・材木など	木製家具、柱などの長尺物（20cm × 1 m以下） ベニヤ板などの平材（1.5cm厚 × 90cm × 1.8m）など

② 燃えない粗大ごみ（分別収集の青と灰色のコンテナに入らない金物・ガラス・陶磁器等）

種類	内容
電化製品など	ステレオ、電子レンジ、スチール製機、オルガンなど 50cc以下の原付バイク（リサイクルマークがあるものは、販売店又は専門業者へ） （事前にガソリン・オイルは空にし、バッテリーは外してください）

その他（自己搬入）

古賀清掃工場（エコロの森）への自己搬入（有料）

清掃工場に自己搬入（有料）する時は、古賀清掃工場で許可申請の手続きをしてください。
搬入時は、住所が確認できる運転免許証などを持参し清掃工場の係員の指示に従ってください。

搬入日時	月曜日～土曜日の午後1時～午後4時30分（祝日・休日は除く）
料金	10kgを1単位とし、10kg毎に170円（清掃工場で納入）
搬入場所	古賀清掃工場（古賀市筵内1970-1） ☎092-942-1530（P16参照）
搬入できるもの	新宮町内の家庭から発生する可燃ごみ（燃やすごみ）、分別ごみ（びん・缶・ガラス・金物）、粗大ごみなど ※分別品目は地域の分別収集と同様の状態で、分別しておいてください。
搬入できないもの	町の処理施設で受け入れられないごみ（P11参照）、使用済食用油、陶磁器

- ◆産業廃棄物は搬入できません。
- ◆枝、木、柱等は直径20cm×長さ1m以下のもの、ベニア板等は厚さ1.5cm×幅90cm×長さ1.8m以下のものに限ります。
- ◆年末年始については、お問い合わせください。

古賀清掃工場
〈エコロの森〉



不燃物処理場への自己搬入（有料）

搬入日時	毎月第2・3・4水曜日の午前9時～午後4時（祝日・休日の場合は翌日）
料金	500kgまで520円、1t車1,050円、2t車2,100円（役場で納入）
搬入場所	新宮町不燃物処理場（新宮町大字的野710番地）（P16参照）
搬入できるもの	コンクリート、ブロック、スレート、がれき、瓦、陶磁器

- ◆産業廃棄物は搬入できません。
- ◆搬入には、投入許可証が必要です。搬入当日の午前8時30分～午後3時30分の間に、役場環境課で手続き（料金の納入・搬入物の確認）を済ませ（印鑑が必要）、投入許可証を受け取ってから福岡衛生工業㈱の事務所に行き、従業員と一緒に不燃物処理場へ搬入してください。

その他（臨時収集など）

臨時ごみ収集

- ◆片付けや引越し、遺品整理などでごみが出る際に、可燃ごみ（燃やすごみ）、粗大ごみの収集日以外に収集する必要がある場合や、古賀清掃工場に自己搬入できない場合に、町の収集運搬許可業者に臨時で依頼することができます。

ただし、可燃ごみ（燃やすごみ）は町指定の可燃ごみ袋、粗大ごみは粗大ごみ処理シールがそれぞれ必要となり、**加えて臨時運搬料金が必要**となりますので、業者に直接お問い合わせください。



福岡衛生工業(株) ☎ 092-963-4423

動物の死がい収集

- ◆飼い犬・飼い猫などの死がいや私有地内の動物の死がい収集は、1体1,500円（税抜）です。業者に直接お問い合わせください。

福岡衛生工業(株) ☎ 092-963-4423

- ◆ペット霊園に埋葬を個別に依頼する方法もありますので、金額等についてはペット霊園に直接お問い合わせください。



し尿収集（汲み取り）

- ◆地域によって、収集業者が決まっておりますので、業者に直接お問い合わせください。

(株)古賀環美サービスセンター
☎ 092-941-9260

大字湊・大字新宮・緑ヶ浜・大字上府・上府北・中央駅前・杜の宮・下府2丁目1番～8番・大字原上・大字的野・新宮東1丁目・三代西（旧大字原上）

福岡衛生工業(株)
☎ 092-963-4423

大字下府・下府（下府2丁目1番～8番を除く）・湊坂・桜山手・美咲・夜臼・大字三代・花立花・大字立花口・新宮東2～4丁目・三代西（旧大字下府、旧大字三代）

汚泥の引き抜き（浄化槽）

- ◆定期清掃や、浄水槽撤去時に汚泥の引き抜きを行う際は、業者に直接お問い合わせください。

環境開発工業(株) ☎ 092-942-7671

その他

バイクの処分について

(公財)自動車リサイクル促進センター（二輪車リサイクルコールセンター）
☎ 050-3000-0727 <http://www.jarc.or.jp/>

中身入りの消火器の処分について

消火器リサイクル推進センター
☎ 03-5829-6773 <http://www.ferpc.jp/>

ボートやヨットなどの小舟の処分について

(一社)日本マリン事業協会（FRP船リサイクルセンター）
☎ 03-5542-1202 <http://www.marine-jbia.or.jp/>

町が収集できないごみ

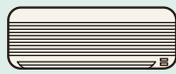
家電リサイクル対象品目

対象品目

冷蔵庫・冷凍庫



エアコン



テレビ



洗濯機



衣類乾燥機



処分方法

廃棄する際には、「収集運搬料金」と「再商品化料金」の費用が必要です。

購入した販売店などまたは、買い替えをする販売店などで費用を支払って引き取りを依頼してください。

※買い替えでなく、購入した販売店などが遠隔地であったり廃業している場合は、次の業者にお問い合わせください。

ベスト電器 新宮店 ☎092-963-5115
ヤマダ電機 テックランド新宮店 ☎092-941-7731

パソコン

対象品目

デスクトップ本体、ノートパソコン、ディスプレイ、販売時にパソコンに同封（キーボード、マウス、ディスプレイ等）されていたものを含みます。

※ワープロ及びプリンターやスキャナーなどの周辺機器は対象外になりますので、分別収集（金物）または、粗大ごみで出してください。



処分方法

①直接メーカーに電話やインターネットで回収を申し込む

※メーカーが倒産している場合や自作パソコンの場合は、次の協会へ申し込んでください。

「パソコン3R推進協会」URL <http://www.pc3r.jp/home.html>
☎03-5282-7685（問い合わせのみ）



PCリサイクルマークのないパソコンは、リサイクル料金が必要です。

②リネットジャパンリサイクル株式会社（小型家電リサイクル法認定事業者）へ回収を申し込む

ウェブサイトから申し込んでください。（電話受付不可）宅配便による自宅回収（無料、ただし条件あり）となります。詳しくは、『リネットジャパン』で検索してください。

「リネットジャパン」URL <http://www.renet.jp>
☎0570-085-800（問い合わせのみ）

町の処理施設で受け入れられないごみ

危険物	プロパンガスボンベ、灯油、ガソリン、消火器（空でないもの）など
大型機具機材など	自動車、自動二輪車、農機具、ボイラー、太陽熱温水器など
タイヤ・廃油など	タイヤ、オイル交換の廃油、バッテリー、塗料など
毒物・薬品など	農薬、薬品など
自然のもの	自然石、土砂など
その他	ボウリング球、石膏ボード、魚網など
産業廃棄物と見なされるもの	建築廃材など

◆上記ものは、販売店に引き取ってもらうか、専門業者に処理を依頼してください。

◆産業廃棄物は、排出者の責任において適正に処理をしなければなりません。

不法投棄・野外焼却(野焼き)の禁止

不法投棄の禁止

不法投棄とは、廃棄物(ごみ)をみだりに道路や空き地(自らの土地を含む)等に捨てる行為です。空き缶やガムの包み紙、たばこの吸い殻などのポイ捨てでも不法投棄となり、これらの行為は法律違反になります。

不法投棄は、私たちの身の回りの生活環境や公衆衛生などに影響を与えかねません。

このように廃棄物(ごみ)を捨てないことはもちろんですが、土地の所有者(管理者)は、廃棄物(ごみ)を捨てられないようにする環境づくりも大切です。

私有地に不法投棄された場合、投棄者が不明であれば、その土地の所有者(管理者)の費用負担によって処分しなければなりません。不法投棄されないよう、適正に土地の管理をしましょう。

対策例

- ・定期的に草刈りやごみを片付けるなど、きれいにして捨てる環境にする。
- ・囲い柵などを設置し、容易に侵入できないようにする。



野外焼却の禁止

野外焼却(野焼き)とは、適法な焼却施設以外で廃棄物(ごみ)を燃やす行為です。

野外焼却(野焼き)を行うと、燃やすものによっては毒性の強いダイオキシン類の発生原因となり、体への影響はもちろん、煙が家の中に入ったり洗濯物に煙がついたり、周辺の生活環境にも多大な悪影響を及ぼす可能性があります。

なお、公益上もしくは社会の習慣上やむを得ないもの、または周辺地域の生活環境に与える影響が軽微な場合においては、次のとおり例外的に認められている場合もあります。

例外行為の事例

例外行為の事例	
法令に基づく廃棄物(ごみ)の焼却	松くい虫被害伐採、伝染病家畜等の国が命じたもの
国または地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物(ごみ)の焼却	道路敷や河川敷の草焼きなど
災害の予防、応急対策または復旧のために必要な廃棄物(ごみ)の焼却	災害時の応急対策、火災予防訓練など
風俗習慣上または、宗教上の行事を行うために必要な廃棄物(ごみ)の焼却	古くから伝わる風俗習慣的な行事、地域の行事における不要となったもの(しめ縄、門松)など
農業、林業または漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物(ごみ)の焼却	焼き畑やあぜの草、伐採した枝、漁網に付着した海産物、流木など
たき火、その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物(ごみ)の軽微な焼却	暖をとるためのたき火、キャンプファイヤーなど

※ただし、周辺住民から苦情があり、生活環境の保全上支障が生じている場合には、行政指導の対象となります。

不法投棄・野外焼却(野焼き)の違反行為をした場合、
5年以下の懲役もしくは、1,000万円(法人は3億円)以下の罰金、
または**その両方**が科せられます。

犬・猫の飼い方

犬・猫の飼い方

(1) 犬を飼うためのマナー

① 犬の登録、狂犬病予防注射をしましょう

- ・ 狂犬病予防法で、生後91日以上の子犬には生涯に1回登録を行い、毎年狂犬病予防注射を受けさせ、狂犬病予防注射票の交付を受けることが義務付けられています。
- ・ 役場環境課や一部動物病院で犬の登録（鑑札登録）、注射済票の交付ができます。
※ 鑑札登録手数料、注射済票交付手数料が別途かかります。
- ・ 鑑札、注射済票は必ず首輪などにつけてください。

② こんな場合に届け出が必要となります

- ・ 犬を飼ったときや死亡したとき
- ・ 飼い主が変わったときや住所が変わったとき
※ 飼い主が町外へ転出される場合は転出先の自治体で届け出を行ってください
(新宮町への転出の届け出は必要ありません)



③ 犬の放し飼いはやめましょう

- ・ 咬傷事故や不慮の事故を防ぐためにも敷地内でもつないでおくか、柵内で飼い、散歩中は常に引綱などをつけましょう。

④ 散歩中などのフンは持ち帰りましょう

- ・ フンやおしっこの不始末に関する苦情が後を絶ちません。散歩に出かける際は、必ずフンは袋に入れて持ち帰り、おしっこは水で流しましょう。フンを入れる袋や尿を流すための水を持って散歩しましょう。

(2) 猫を飼うためのマナー

① 室内で飼いましょう

- ・ 猫は上下に運動できる場所や落ち着ける場所があれば、室内でもストレスなく飼うことができます。ご近所への迷惑や感染症を予防するためにも、室内で飼うようにしましょう。

② 不幸な子猫を作らないためには

- ・ 不妊、去勢手術をすれば、望まない妊娠を防止するだけでなく、発情に伴う鳴き声やフン尿のにおいの軽減につながります。飼い主の責任で繁殖制限をしましょう。

③ 無責任なエサやりはやめましょう

- ・ 飼い主のいない猫にエサを与える事はやめましょう。猫がどんどん繁殖し、フン尿や鳴き声などでご近所に迷惑をかけることとなります。



ペットは最後まで責任をもって飼いましょう!!

ごみの減量にご協力を!

古紙などはリサイクルへ

- ◆古紙など、可燃ごみ(燃やすごみ)に出すのではなく、古紙回収団体などに出すようにしましょう。
- ◆町内会や育成会が古紙回収団体となり、地域別分別ステーションで回収している場合があります。

古紙回収団体に出せないときは

- ◆集団回収している団体に所属していない場合は、新宮町福祉センターに無料で持ち込むことができます。
- ◆持ち込みは各家庭から出た個人の古紙・古布類に限ります。
- ◆クリップやボタンなどの異物は取ってから出してください。

搬入日時

午前9時から午後5時
(新宮町福祉センター休館日は除く ※広報行事予定表参照)

搬入場所

新宮町福祉センター(新宮町緑ヶ浜4-3-1) ☎963-0921 (P16参照)

◎古紙・古布回収の注意点

～地域の集団回収とは品目・出し方が違う場合があります。ご注意ください～

古紙の出し方

「新聞」「雑誌」「ダンボール」に分け、それぞれひも等で結ぶ。
(紙袋かビニール袋でも可)



新聞紙・チラシ



雑誌・雑紙



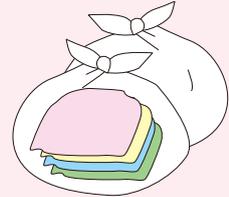
ダンボール

【出せないもの】

ビニールコート紙、感熱紙、油紙、写真、
裏カーボン紙、ノーカーボン紙

古布の出し方

衣類のみを
透明のビニール袋に入れる。



【出せないもの】

中綿や羽毛入りの衣類、ふとん、カーテン、
座布団、カーペット類、ベルト・バッグなどの装飾品

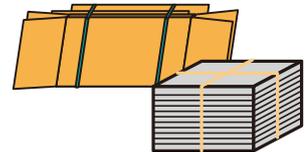
古紙等資源再利用事業奨励金制度

- ◆新聞や段ボールなどを集団回収している団体に、回収量1kgあたり所定の金額の奨励金を交付しています。
- ◆登録を希望する団体は、実施前に登録申請書を提出してください。

対象団体…町内会、PTA、育成会などの団体

対象品目…新聞、雑誌、段ボール等

引取業者…町に登録している業者



水切りでごみ減量を

生ごみの約8割が水分です。水切りをするだけでごみの減量ができてしまいます。水分が減ることによって腐りにくくなり、嫌な臭いも軽減する効果もあります。ごみ袋に入れる前に『ギュッ』と、ひとしぼりやってみませんか?

- ポイントその1 濡らさない 例) 野菜の皮などは、洗う前に切り取って直接ごみ袋に入れる
- ポイントその2 しぼる 例) 水切り袋などでギュッと手でしぼる
- ポイントその3 乾かす 例) 新聞紙やトレイなどに置いて乾燥させる

生ごみ堆肥化容器・生ごみ処理機等購入助成金制度

新宮町では、家庭の生ごみの減量とリサイクルの促進のため、生ごみ処理機や生ごみ堆肥化容器（コンポスト容器）の購入に対して助成金を交付する制度があります。

● 交付対象者

町内に住んでいる人

● 対象品目

◆ 生ごみ堆肥化容器（コンポスト、EM容器など）

生ごみを堆肥にするための容器です。畑や庭などに設置するコンポストや屋内でも使用できるEM容器・密閉式容器などがあります。

◆ 生ごみ処理機 ※ディスプレイ式は対象外です。

生ごみを家庭で簡単に処理できるものです。微生物の力で分解処理し減量する微生物分解方式と、生ごみを温風で乾燥し減量する温風乾燥方式等があります。

◆ ダンボールコンポスト

同じく生ごみを堆肥にするための容器です。安価であり場所をとらないので、気軽に始めることができます。



● 基数の上限

◆ 生ごみ堆肥化容器 1世帯につき1年間に1基、5年間に2基まで

◆ 生ごみ処理機 1世帯につき5年間で1基まで

◆ ダンボールコンポスト 1世帯につき1年間に4基まで

● 助成金額

◆ 本体価格の2分の1、上限額19,000円（100円未満は切り捨て）



● 申請方法

役場環境課で配布している助成金交付申請書に領収書（日付・機種・領収印・生ごみ堆肥化容器等であることが確認できるもの）を添付し、購入後、1年以内に提出してください。

※申請の際、印鑑と振込先の口座情報（金融機関、口座番号、口座名義等）が必要です。

3Rとは

できることから始めてみませんか？

3つのRから始まるキーワード

ごみを減らすために必要なこと。それがこの3つのRにつまっています。この3つを実行することが、ごみ減らしや、資源を有効利用することに役立ちます。

R リデュース
Reduce

減らす

根本からごみを減らす

R リユース
Reuse

再使用

使えるものは最後まで使う

R リサイクル
Recycle

再生利用

残った資源を捨てずに再生利用

